

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>574,792</b>	<b>流動負債</b>	<b>86,095</b>
現金及び預金	207,291	買掛金	5,657
売掛金	33,882	未払金	26,399
契約資産	31,219	未払費用	1,998
前渡金	1,500	未払法人税等	30
立替金	55	未払消費税等	4,492
前払費用	659	前受金	45,493
短期貸付金	300,000	預り金	2,024
未収入金	184	<b>負債合計</b>	<b>86,095</b>
<b>固定資産</b>	<b>32,423</b>	(純資産の部)	
<b>有形固定資産</b>	<b>6,485</b>	<b>株主資本</b>	<b>521,121</b>
建物附属設備	6,727	<b>資本金</b>	<b>60,000</b>
附属設備減価償却累計額	△1,135	<b>利益剰余金</b>	<b>509,489</b>
工具器具および備品	1,199	その他利益剰余	509,489
減価償却累計額	△537	繰越利益剰余金	509,489
リース資産	1,639	<b>自己株式</b>	<b>△48,368</b>
リース資産償却累計額	△1,639		
一括償却資産	484		
一括償却減価償却累計額	△251		
<b>無形固定資産</b>	<b>167</b>		
ソフトウェア	167		
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,770</b>		
敷金	15,441		
繰延税金資産	2,328		
保険積立金	8,000	<b>純資産合計</b>	<b>521,121</b>
<b>資産合計</b>	<b>607,216</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>607,216</b>

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- |          |   |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法を採用しています。<br>ただし、建物附属設備については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しています。                                  |

#### (2) 引当金の計上基準

- |         |   |
|---------|---|
| ① 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当期の負担額を計上しております。 |
|---------|---|

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「品質向上のトータルサポート企業」を経営方針に掲げ、ソフトウェアの品質に関わるサービスを提供しており、その契約形態を主に派遣契約、準委任契約、請負契約の3つで認識しております。

派遣契約は、労働者派遣契約に基づき当社グループのエンジニアをお客様先に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行っており、準委任契約は当社グループの指揮命令下において、お客様との契約内容に応じた役務提供を行っております。派遣契約、準委任契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり充足されるものと判断しており、契約時間から超過時間および減算時間の調整を実施したうえで収益を認識しております。また、契約によるお客様の締め日が月末日と異なる場合、当該締め日から月末日までの期間の役務提供については、月末日に概算で収益を認識しております。

請負契約は、主に当社グループ拠点にてソフトウェア開発を行い、設計書等の成果物をお客様へ納品しております。請負契約から生じる履行義務は、当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有することから、一定の期間にわたり充足されるものと判断しており、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込まれるものについては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、原価総額の見積りに対する当連結会計年度末までの実際発生原価の割合に基づいて算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することを見込まれるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが出来る時まで、原価回収基準により収益を認識しております。

いずれの契約も、その月に提供した財又はサービスに直接対応する金額を、月次で顧客に請求しており、通常の支払期限は各月の締め日から概ね30日以内となっており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。